

すぱーく広瀬使用料の改定（2020年4月1日～）

（1時間あたり照明料込）

	利 用 料
市民使用	500円（ゲートボール場1面）
市外使用	700円（ゲートボール場1面）
営利目的使用	1,300円（ゲートボール場1面）
備 考	・使用時間は準備、片づけの時間を含めたものとする

広瀬社会福祉センター使用料・冷暖房料改定（2020年4月1日～）

(円)

区分 屋名		使用料			冷暖房料
		一般使用 市内・市外	営利使用		
			市内	市外	
創作活動 作業室	A室	300	500	1,500	200
	B室	300	500	1,500	200
教養娯楽 室	A室	250	400	1,200	200
	B室	250	400	1,200	200
視聴覚室	一般	350	600	1,800	400
会議室		300	500	1,500	200
調理実習 室		700	1,400	4,200	

1時間当たりの金額（30分以上は切り上げ）

別表2

第8条の規程による免除団体

使用料、冷暖房料免除
<ul style="list-style-type: none"> ・安来市役所（他市町の役場、社協も含） ・教育委員会 ・市議会 ・社協後援、共催事業（ミニデイ、ミニサロン） ・民児協 ・市関係相談業務 ・保護司会 ・少年指導員 ・更生保護婦人会
使用料のみ免除
<ul style="list-style-type: none"> ・島根県（県の出先機関含む） ・幼稚園 ・保育園 ・小中学校行事、授業（PTA除く） ・小中学校教職員の会 ・老人クラブ ・町遺族会 ・身体障害者福祉協会 ・手をつなぐ親の会 ・母子会 ・被爆者の会
免除なし
<ul style="list-style-type: none"> ・PTA ・消防団（市役所申請時免除） ・市役所職員組合 ・青年団 ・ライオンズクラブ ・町内会 ・交流センター ・婦人会 ・スポーツ少年団 ・少年剣士会 ・親子会 ・JA やすぎ ・保育士の会 ・体育協会 ・区長会（申請者が市役の場合は除） ・ゲートボール協会 ・文化協会 ・ひよこクラブ（あひるクラブ） ・森林組合 ・商工会 ・その他団体